

各都道府県民生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いの再周知等について

特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等については、平成21年2月から「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」において検討を行い、平成22年3月31日に「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する取りまとめ」（以下「報告書」という。）が取りまとめられたところです。

報告書を受け、別添の「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発0401第17号厚生労働省医政局長通知）（以下「通知」という。）において、特別養護老人ホームにおける介護職員による口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く。）（以下「口腔内のたんの吸引等」という。）を許容することは、一定の条件の下ではやむを得ない旨、各都道府県知事宛通知したところです。

今般、平成22年度老人保健健康増進等事業により、特別養護老人ホームにおける口腔内のたんの吸引等の実施状況について調査した結果、口腔内のたんの吸引等を、施設内研修を実施した上で実施している488施設について、通知で規定する安全確保のための施設内委員会を設置している施設は全体の約28%、手順書（マニュアル）の整備をしている施設は全体の約60%にとどまり、また、施設内の研修を実施予定と回答した施設において口腔内のたんの吸引等を実施しているとの回答がみられる等、別紙の通りの結果となっており、上記通知に沿った対応が不十分である状況にあったところです。

上記通知の内容については既に管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知をいただいているところですが、今般の調査結果を踏まえ、上記通知の内容について改めて周知徹底を図るとともに、下記ガイドライン等も参考に各施設における療養環境の整備や相談支援等について協力をお願いいたします。

記

- 1 「特別養護老人ホームにおける医療的ケアの提供体制の整備に関する調査研究事業」（特別養護老人ホームにおける口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養実施体制構築ガイドライン）（平成22年度老人保健健康増進等事業 三菱総合研究所）

http://www.mri.co.jp/SERVICE/project/chuou/rouken/h22_03b.pdf

- 2 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等実施上のヒヤリハット等の評価に関する調査研究」（口腔内吸引及び胃ろうによる経管栄養のための実施ガイドライン、ヒヤリハット等対応マニュアル）（平成22年度老人保健健康増進等事業 日本能率協会総合研究所）

<http://jmar-im.com/pdf/guide.pdf>

照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5253-1111(内線3972)